

岐阜県公報

号 外 (一) 平成二十年十月三十一日

目 次

告 示

- 鳥獣保護区の指定 (地球環境課)
 - 鳥獣保護区の存続期間の更新 (同)
 - 休猟区の指定 (同)
 - 特定猟具使用禁止区域の指定 (同)
 - 特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示の一部改正 (同)
 - 銃猟禁止区域の設定に関する告示の廃止 (同)
 - 銃猟禁止区域の指定に関する告示の廃止 (同)
- 一 〇 九 九 六 四 二 一 ページ

告 示

岐阜県告示第六百二十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により次のとおり鳥獣保護区を指定するので、同条第九項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 鳥獣保護区の名称及び区域

名 称	区 域
喜多緑地公園 鳥獣保護区	多治見市都市計画公園の区域（喜多緑地公園）平成十三年岐阜県告示第五七一号

二 存続期間

平成二十年十一月一日から
平成三十年十月三十一日まで

三 鳥獣保護区の保護に関する指針

名 称	指 定 区 分	指 定 目 的
喜多緑地公園 鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地の保護区	当該地域は、市街地を取り囲む丘陵地の景観上重要な地域であり、針葉樹、落葉広葉樹が分布し、良好な湿地環境を有する林内にはアオケラ、ウグイス、ノウサギ、ホンドタヌキといった鳥獣が多

岐阜県告示第六百二十四号		く生息していることから、鳥獣保護区に指定し、 生息する鳥獣の保護を図る。	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条 第七項の規定により次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項にお いて読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。			
平成二十年十月三十一日		岐阜県知事 古 田 肇	
一 存続期間を更新する鳥獣保護区の名称及び区域			
名 称	区 域		
榑洞畜産セン ター周辺鳥獣 保護区	岐阜市榑洞地内の戸石川にかかる新田橋左岸を起点とし、同所 から市道打越榑洞線を北進し市道鈴道二号との交点に至り、同所 から同市道を北西進し市道鈴道三号との交点に至り、同所から岩 田山頂を見通す稜線を北西進し岩田山頂に至り、同所から稜線を 北西進し須ヶ洞山頂に至り、同所から稜線を北東進し県道安食粟 野線との交点に至り、同所から同県道を東南進し市道櫛子田一号 との交点に至り、同所から眉山三角点（二二一・三メートル）を 見通す稜線を南進し同三角点に至り、同所から起点を見通す稜線 を西進し起点に至る線により囲まれた区域		
竹原鳥獣保護 区	本巣市木知原地内の字カレ畑と字竹原の境界と岐阜市との境界 との交点（標高二六九・四メートル）を起点とし、同所から岐阜 市との境界を東進した後南進し三角点（二五九・六メートル）に 至り、同所から木知原と山口とを分ける稜線を西進し木知原字竹 原二二一一番地と農道竹原二号と私道との交点に至り、同所から 同私道を東進し市道竹浦線に至り、同所から同市道を西進し市道 から起点に向かう谷との交点に至り、同所から同谷を北進し起点 に至る線により囲まれた区域		
上会津鳥獣保 護区	郡上市大和町内ヶ谷地内の亀尾島川右岸と郡上市八幡町の境界 との交点を起点とし、同所から同境界を南西進し関市板取との境 界に至り、同所から同境界を西北進し根木谷と岩ヶ谷を分ける稜		

大杉鳥獣保護 区	線との交点にある西ヶ峠に至り、同所から大和町内ヶ谷字瀬戸に 向かう稜線を東進し押ヶ尾を経て亀尾島川右岸に至り、同所から 同川右岸を東南進し起点に至る線により囲まれた区域
富士見台鳥獣 保護区	郡上市白鳥町石徹白地内の石徹白川左岸と倉谷との交点を起点 とし、同所から同石徹白川を北進し母御石谷との交点に至り、同 所から同谷を北東進し郡上市と高山市との境界に至り、同所から 同境界を東南進し丸山三角点（一、七八六メートル）に至り、同 所から倉谷を南西進し起点に至る線により囲まれた区域
段・位山鳥獣 保護区	中津川市神坂地内の湯舟沢国有林のうち、二二三三林班のた及 びイ、二二三四林班の、イ、ロ及びハ、二二三五林班のほ及び イ、二二三八の 林班のは及びイ、二二三九林班のろ、に、ほ、 へ及びイ、二二四〇林班のろ、と及びイ、二二四一林班のろ及び にの各小班の区域
歩み山鳥獣保 護区	高山市一之宮町字効安地内のダナ平林道と県道宮萩原線の交点 を起点とし、同所から字効安と字常泉寺及びクルミ谷との字界を 東進し旧久々野町（平成十七年一月三十一日における大野郡久々 野町をいう。）の境界に至り、同境界を南進し字効安地内の市有 林と民有林の交点に至り、同所から市有林と民有林の境界を西進 し効安林道に至り、同所から同林道を南西進し字長橋と字尻立の 境界の交点に至り、同所より同字界を西進し位山登山道に至り、 同登山道を北東進しモンデウススキー場のゲレンデに至り、同所 からゲレンデと山林との境界を北東進しダナ平林道との交点に至 り、同林道を東進し起点に至る線により囲まれた区域
安国寺鳥獣保 護区	高山市国府町広瀬町地内のＪＲ東海高山本線荒城踏切を起点と して、同所から市道主要町道一号を北東進し主要地方道国府見座 線との交点に至り、同所から同主要地方道を西進し市道今線との 交点に至り、同所から同市道を東南進し今村峠との交点に至り、 同所から今村峠を東南進し同町上広瀬との境界に至り、同所から 今村峠を東南進し林道今村線との交点に至り、同所から同林道を 東南進し市道上広瀬線との交点に至り、同所から同市道を西進し たのち南進しＪＲ東海高山本線第二下道踏切に至り、同所から同 本線を西北進し起点に至る線に囲まれた区域
	高山市国府町西門前地内の市道今・西門前線と市道十三墓岐線 との交点を起点とし、同所から市道十三墓岐線を北進し同町八日 町の境界に至り、同所から同境界を東進したのち北東進し同町宮 地との境界の交点に至り、同所から同境界を南進し脇谷三角点 （九三七・九メートル）に至り、同所から同町東門前との境界を

金木戸鳥獣保護区	高山市上宝町に所在する国有林飛騨森林管理署管内の二〇八〇から二〇八二までの各林班、二〇八三林班中い、ろ、は及びびの各小班、二〇八四から二〇八六までの林班中い、ろ及びびの各小班、二〇八七林班、二〇八八から二〇八九までの林班中い及びびの各小班、二〇九〇から二〇九五までの各林班、二〇九六林班中い、ろ及びびの各小班、二〇九七から二〇九九までの各林班の区域	信貴山鳥獣保護区	下呂市小川地内の国道四一号(下呂バイパス)と小川谷の交点を起点とし、同所から国道四一号を西北進し阿多野谷の交点に至り、同所から同谷を北東進し字三本樽と字芝切の字界の交点に至り、同所から同字界及びび字かげき、字一之段、字大平、字登尾、字出水と字下垣内、字籾林、字下シヤの字界を東南進し大字小川の大字界の交点に至り、同所から大字森と大字小川の大字界を南進し、大字小川地内の字青笹と字崩れの字界を南進し小川谷の交点に至り、同所から同谷を南西進し起点に至る線により囲まれた区域	中合鳥獣保護区	下呂市金山町弓掛地内の県道金山明宝線と字中合及び字上平の字界の交点を起点とし、同所から同字界を南西進し三角点(八七六・九メートル)に至り、同所から字中合と字弓掛谷の字界の稜線を西進し郡上市和良町の境界の交点に至り、同所から郡上市和良町と下呂市金山町の境界を北進し郡上市明宝の境界の交点に至り、同所から郡上市明宝と下呂市金山町の境界を北東進し県道金山明宝線の交点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る線により囲まれた区域	金山湖鳥獣保護区	下呂市金山町大字岩瀬地内の県道金山明宝線と岩屋ダム堰堤との交点を起点とし、同所からダム堰堤を西進し、市道岩屋細越線に至り、同所から同市道を北進し細越橋に至り、同所から市道細越狭間線を北進し終点に至り、同所から私道を北東進し狭間橋に至り、同所から市道狭間菅原線を北進し押洞橋に至り、同所から弓掛谷林道を西進し弓掛谷との交点に至り、同所から岩屋ダム湖の右岸を北東進し長淵橋西詰に至り、同所から同橋を東進し県道金山明宝線に至り、同所から同県道を南進し馬瀬大橋北詰に至り同所から馬瀬川右岸を東進しさらに北進し西村堰堤に至り、同所から同堰堤を東進し県道下山名丸線に至り、同所から同県道を南
二 存続期間 平成二十年十一月一日から 平成三十年十月三十一日まで 三 鳥獣保護区の保護に関する指針		進し馬瀬大橋南詰に至り、同所から県道金山明宝線を南進し起点に至る線により囲まれた区域	名 称 指 定 区 分 指 定 目 的 榑洞畜産センター周辺鳥獣保護区 森林鳥獣生息地の保護区 当該地域は、その一部が都市公園に指定され、スポーツ施設や宿泊施設、家畜舎等が整備され多くの市民が自然と動物に親しむ憩いの場となっており、トビ、キジ、キジバトをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。	竹原鳥獣保護区 森林鳥獣生息地の保護区 当該地域は、アカマツ等の針葉樹とモチツツジ、コナラ等の広葉樹からなる天然混交林に包含されたゴルフ場を主とする地域であり、イノシシ、ニホンジカ、キジ、キジバトをはじめ多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。	上会津鳥獣保護区 森林鳥獣生息地の保護区 当該地域は、暖地性植物や寒地性植物が入り交じった多様な植物相からなる地域であり、ニホンカモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマといった大型哺乳類をはじめ、多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。	大杉鳥獣保護区 森林鳥獣生息地の保護区 当該地域は、ブナ、ミズナラ、トチなどの落葉広葉樹林が広がる地域であり、ニホンカモシカ、ツキノワグマ、フクロウ、アカゲラをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。	富士見台鳥獣保護区 森林鳥獣生息地の保護区 当該地域は、胞山県立自然公園内の針葉樹林と広葉樹林が混在して分布する林相の変化に富む地域であり、コノハズク、アカシヨウヒン、ニホンカモシカをはじめとする多種多様な鳥獣が生息し

段・位山鳥獣保護区	歩み山鳥獣保護区	安国寺鳥獣保護区	金木戸鳥獣保護区	信貴山鳥獣保護区	中合鳥獣保護区
森林鳥獣生息地の保護区	森林鳥獣生息地の保護区	森林鳥獣生息地の保護区	森林鳥獣生息地の保護区	森林鳥獣生息地の保護区	森林鳥獣生息地の保護区
ていることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。 当該地域は、ナラ類、クリ等の広葉樹林を中心として、ヒノキやアカマツ等が点在する地域であり、シジュウカラ、ヤマガラ、ツキノワグマ、ニホンカモシカをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。	当該地域は、スギ、ヒノキの人工林をはじめとして、落葉広葉樹など林相の変化に富む地域であり、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ヤマドリなどの多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。	当該地域は、スギ、ヒノキの人工林をはじめとして、落葉広葉樹など林相の変化に富む地域であり、ニホンカモシカ、ツキノワグマ、キジ、ヤマドリなどの多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。	当該地域には、中部山岳国立公園の一部が含まれ、北アルプスを代表する多様な天然林が原生的な状態で残る地域であり、ライチョウ、サンショウクイ、ニホンカモシカ、ツキノワグマをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。	当該地域は、ヒノキ、モミ、クリ等が混交している天然林とスギ、ヒノキの人工林が分布する地域であり、ヤマドリ、キジ、ニホンジカ、イノシシをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。	当該地域は、落葉広葉樹に針葉樹が混生する天然林のほか、スギ、ヒノキの人工林が分布する地域であり、ヤマドリ、キジ、イノシシ、ニホンジカをはじめとする多種多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。
岐阜県告示第六百二十五号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条第一項の規定により次のとおり休猟区を指定するので、同条第三項の規定により告示する。 平成二十年十月三十一日 岐阜県知事 古 田 肇 一 休猟区の名称及び区域					
金山湖鳥獣保護区	集団渡来地の保護区	当該地域は、岩屋ダムにより形成された人造湖であり、ガン、カモ類等の渡り鳥が集団渡来する地域となっており、多種多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。			
内ヶ谷第四休	郡上市大和町内ヶ谷地内の主要地方道白鳥板取線と内ヶ谷川左	名 称	区 域	日原・片狩休	山県市片原地内の県道神崎高富線と林道茶屋ヶ洞線との交点を起点とし、同所から同県道を北西進し片原と神崎との交点に至り、同所から片原と神崎を分ける稜線を北東進し片原と神崎との交点に至り、同所から片原と円原を分ける稜線を北東進したのち南東進し片原と円原とを分ける交点に至り、同所から片原と円原を分ける稜線を南進し、片原字七アゲ谷と字藪ヶ砂とを分ける交点に至り、同所から片原字七アゲ谷と字藪ヶ砂とを分ける稜線を南進したのち片原字日又谷と字藪ヶ砂及び字竹ノ平とを分ける稜線を南進し更に片原字上江谷と字竹ノ平、字水平、字水引及び字坂ノ平とを分ける稜線を南進したのち片原字厚谷と字柿平、字ジャレ及び字コンカバ原とを分ける稜線を南進し片原字厚谷と字開所と字コンカバ原とを分ける交点に至り、同所から片原字厚谷と字開所を分ける稜線を北西進し県道神崎高富線との交点に至り、同所から同県道を北進し起点に至る線により囲まれた区域

獺区	岸との交点（出会橋東詰）を起点とし、同所から同主要地方道を東進し黒田トンネル上の黒田峠に至り、同所から内ヶ谷川と落部谷川を分ける稜線を南進し三角点（九六六・三メートル）を経て郡上市八幡町との境界に至り、同所から同境界を南進し亀尾島川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を西北進し内ヶ谷字瀬戸の根本谷との合流点に至り、関市板取との境界にある西ヶ峠に向かう稜線を西進し押ヶ尾を経て同境界に至り、同所から同境界を西北進し主要地方道白鳥板取線との交点に至り、同所から同主要地方道を北進し起点に至る線により囲まれた区域	芦倉・天狗山 休獺区	郡上市白鳥町地内の県道石徹白前谷線と桧峠大日ヶ岳登山道との交点を起点とし、同所から同県道を北西進し白山中居神社を経て朝日添川を東進し天狗山山頂（一、六五八・四メートル）に至り、同所から郡上市と高山市との境界を南進し大日ヶ岳山頂（一、七〇八・九メートル）に至り、同所から西進し水後山三角点（一、五五八・五メートル）を経て大日ヶ岳登山道を南進し起点に至る線により囲まれた区域	西洞休獺区	郡上市高鷲町西洞地内の国道一五六号と中村谷との交点を起点とし、同所から同谷を北西進し旧西ノ野林道との交点に至り、同所から同旧林道を東進し市道下野新線との交点に至り、同所から同市道を西北進し市道西洞ひるがの線に至り、同市道を北進し山谷との交点（長良川源流碑）に至り、同所から同谷を西北進し白山国立公園との境界に至り、同所から同境界を北進し大日ヶ岳登山道との交点に至り、同所から同登山道を東進し三角点（一、三五六・三メートル）を経て南東進し同登山道口に至り、同所から約二〇メートル南西進し林道下ノ吹線に至り、同所から同林道を南東進し市道ぜんまい二号との交点に至り、同所から同市道を南東進し国道一五六号との交点に至り、同所から同国道を南西進し起点に至る線により囲まれた区域	中津川暗がり 休獺区	中津川市大字阿木地内の阿木恵那国有林一〇二六林班から一〇三七林班及び一〇二八林班と中津川の間に民有地並びに一〇四三林班から一〇四六林班の区域	後山休獺区	中津川市坂下（以下、「坂下」という。）中外地内の国道二五六号と市道坂下七五号との交点を起点とし、同所から同市道を西北進し、中原地内の国道二五六号と市道坂下五〇号の交差点に至り、同所から同市道を北進し、樺ノ木地内の国道二五六号と林道大平線との交差点に至り、同所から同林道を北進し、中津川市川上（以下、「川上」という。）境界に至り、同所から同境界を東北進
笠置山休獺区	し坂下と川上と長野県木曽郡南木曽町との境界交点に至り、同所から坂下と南木曽町との境界を東南進し坂下、南木曽町及び中津川市山口の境界を南進し木曽川と川上川との右岸合流点に至り、同所から川上川左岸を西進し国道二五六号との交点に至り、同所から国道二五六号沿いに南進したのち西進し起点に至る線に囲まれた区域	下佐谷休獺区	高山市上宝町下佐谷地内、民有林と国有林の境界をなすコゴミ谷に架かる市道下佐谷線のコゴミ橋東詰を起点とし、同所からコゴミ谷を北西進し下佐谷との合流点に至り、同所から下佐谷を上流に向かい北東進し弓折谷と煙滝谷との合流点に至り、同所から弓折谷に沿って東進し更に北東進し国有林飛騨森林管理署二一〇七林班と二一三六林班との境界である稜線の鞍部に至り、同所から同稜線を南東進し三角点一、八六一・三メートルを経て三角点二、四一七・四メートルに至り、同所から国有林二一三九林班と二一五五林班との境界をなす稜線を南西進し三角点一、九六五・八メートルに至り、同所から国有林二二七〇及び二二六九林班と二一四三林班及び二一四六林班との境界をなす稜線を西進し更に南西進し三角点一、七五〇・四メートルに至り、同所から国有林二一四八及び二一四七林班と二一四六林班との境界をなす稜線を西進し国有林と民有林との境界との交点に至り、同所から同境界を北進しコゴミ谷に至り、同所からコゴミ谷を北西進し起点に至る線により囲まれた区域	下之本休獺区	飛騨市神岡町下之本地内の県道打保神岡停車場線の荒神橋を起点とし、同所から跡津川右岸を西北進し大多和から流れてくる川との合流点に至り、同所から歩道を北進し市道跡津川線に至り、同所から同市道及び私道を北東進し大多和峠に至り、同所から高山県富山市との境界を東南進し唐尾峠に至り、同所から歩道を南西進し林道西谷線に至り、同所から同林道を南西進し大規模林道高山大山線との交点に至り、同所から同林道を南西進し県道打保				

濁河休猟区		神岡停車場線との交点に至り、同所から同県道を西進し起点に至る線により囲まれた区域
岐阜森林管理署管内の下呂市小坂町落合地内の落合国有林のうち、五四林班から七四林班までと、七六、七七、七八、八一林班の区域		

二 存続期間	
平成二十年十一月一日から	
平成二十三年十月三十一日まで	

岐阜県告示第六百二十六号	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第十二項において準用する同法第三十四条第三項の規定により告示する。	
平成二十年十月三十一日	
岐阜県知事 古 田 肇	

一 特定猟具の種類	銃器
二 特定猟具使用禁止区域の名称及び区域	

名 称	区 域
長良川北部特定猟具使用禁止区域	岐阜市黒野地内市道惣門口一号と市道古市場黒野線との交点を起点とし、同所から市道古市場黒野線を北進し市道古市場石谷線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道黒野二四号との交点に至り、同所から同市道を東進し伊自良川右岸堤防に至り、同川にかかる問屋橋を渡り市道鷺山城田寺線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道三本松七号との交点に至り、同所から同市道を南進し市道城田寺五号との交点に至り、同所から同市道を南進し市道正木城田寺線との交点に至り、同所から同市道を西進し鳥羽川にかかる明正橋を渡り同川左岸堤防上に至り、同所から同堤防を北東進し市道岩崎一八号との交点に至り、同所から同市道を

各務原市中部特定猟具使用禁止区域	
各務原市神置町地内の県道下中屋笠松線と羽島郡笠松町との境界の交点を起点とし、同所から同境界を北進し羽島郡岐南町との境界に至り、同所から各務原市と羽島郡岐南町との境界を北進し岐阜市との境界に至り、同所から各務原市と岐阜市との境界を北進し主要地方道岐阜県南大野線の轟川に架かる日野橋を経て同境界を東進したのち主要地方道川島三輪線に至り、同所から同主要地方道を南進したのち岐阜市と各務原市との境界を東進し市道蘇北三九号との交点に至り、同所から同市道を南進し新境川に架かる天王橋に至り、同所から同川右岸を東南進し東泉橋に至り、同所から市道蘇北五五九号を東進し主要地方道江南関線との交点に至り、同所から同主要地方道を南進し県道長森各務原線との交点に至り、同所から同県道を東進し市道各三八四号との交点に至り、	北進し岐阜市と山県市との境界に至り、同所から同境界を東進し市道太郎丸諏訪知之道線に至り、同所から同市道を東進し市道三輪中八九号との交点に至り、同所から同市道を南進し主要地方道関本線との交点に至り、同所から同主要地方道を東進し主要地方道川島三輪線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道福富溝口線との交点に至り、同所から同市道を東進し県道溝口下白金線との交点に至り、同所から同県道を東進し長良川にかかる岐関大橋に至り、同橋の岐阜市と関市との境界に至り、同所から同境界を南進し同境界南端に至り（ただし、長良川左岸部分を除く）、同所から長良川右岸へ西進し主要地方道岐阜美濃線との交点に至り、同所から同主要地方道を南西進し藍川橋、千鳥橋、鵜飼大橋及び長良橋を経て、県道穂積合渡岐阜線との交点に至り、同所から同県道を南西進し金華橋及び忠節橋を経て国道一五七号との交点に至り、同所から同国道を西進し県道穂積合渡岐阜線との交点に至り、同所から同県道を南西進し寺田橋、河渡橋を経て岐阜市と瑞穂市との境界に至り、同所から同境界を北西進し岐阜市と瑞穂市と本巣郡北方町との境界に至り、同所から岐阜市と本巣郡北方町との境界を北進し岐阜市と本巣郡北方町との境界に至り、同所から同境界を北進し同境界と市道西郷二八〇号との交点に至り、同所より同市道を東進し市道西郷七号との交点に至り、同所から同市道を北進し市道西郷五号との交点に至り、同所から同市道を東進し市道稲置二二号との交点に至り、同所から同市道を東進し市道颯風一号との交点に至り、同所から同市道を東進し市道西畑八号との交点に至り、同所から同市道を東進し市道西畑七号との交点に至り、同所から同市道を東進し市道惣門口一号との交点に至り、同所から同市道を南東進し起点に至る線により囲まれた区域

藤古川水源池	南ノ池特定猟具使用禁止区域	こぎろ池特定猟具使用禁止区域	本巣南部特定猟具使用禁止区域	
不破郡関ヶ原町大字藤古川水源池（浄水場を含む、	海津市海津町江東地内の南ノ池区域（水面）一帯	海津市海津町江東地内の市道一一三八四号と市道三二七〇四号との交点を起点とし、同所から市道一一三八四号を南進し、市道三二七〇七号と市道三二七〇七号との交点に至り、同所から市道三二七〇七号を西進し市道三二七〇七号との交点に至り、同所から市道三二七〇七号を北西進し市道三二七〇七号との交点に至り、同所から市道三二七〇七号を北進し市道三二七〇四号との交点に至り、同所から市道三二七〇四号を東進し起点に至る線により囲まれた区域	本巣市山口地内の主要地方道山東本巣線と市道山口一六号との交点を起点とし、同所から同市道を南進し市道山口中央線との交点に至り、同所から同市道を東進しスボミ谷川との交点に至り、同所から同河川を東進し国道一五七号との交点に至り、同所から同国道を南進し市道法林寺線との交点に至り、同所から同市道を東進したのち南進し市道辻屋上新村線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道宝珠線との交点に至り、同所から同市道を北進し本巣市と岐阜市の境界に至り、同所から同境界を南進し舟木山の三角点（一一六・五メートル）に至り、同所から同境界を南東進し本巣郡北方町との境界に至り、同所から同境界を西進したのち南進し瑞穂市との境界に至り、同所から同境界を西進し根尾川左岸道路に至り、同所から同道路を北進し主要地方道山東本巣線の交点に至り、同所から同地方道を北進し起点に至る線より囲まれた区域	同所から同市道を東進し市道各二六一号との交点に至り、同所から同市道を北進し学ヶ瀬池端地内の薬王院に至り、同所から東に向かつて伸びる稜線を東進し愛宕山二六八メートル及び八木山二九七メートルを経て大安寺北の市道鶴一二二七号と市道鶴七八二号との交点に至り、同所から市道鶴七八二号を南進し市道鶴五六四号に至り、同所から同市道を北東進し林道東洞線に至り、同所から同林道を北東進し各務原市と加茂郡坂祝町との境界に至り、同所から同境界を東南進し岐阜県と愛知県との境界に至り、同所から同境界を南西進し犬山橋、ライン大橋、愛岐大橋、河田橋及び渡橋を経て笠松町と各務原市との境界に至り、同所から同境界を北東進し起点に至る線により囲まれた区域
大野北部特定猟具使用禁止区域	明神の森特定猟具使用禁止区域	特定猟具使用禁止区域	藤古川ダムから上流は藤古川と中島ため池から流下する小川との合流地点まで）区域一帯 不破郡関ヶ原町大字高地内のＪＲ東海道本線と町道東町高線との交点を起点とし、同所から同町道沿いを西進し、同町道と町道秋葉陣場野線との交点に至り、同所から町道秋葉陣場野線沿いに西進し同町道と町道瑞竜二号との交点に至り、同所から町道瑞竜二号沿いに西進し大栗毛橋と大栗毛川との交点に至り、同所から同川沿いに北進し大栗毛水源池の堰堤に至り、同所から同堰堤を横断し関ヶ原町大字関ヶ原字大栗毛と字小栗毛の字界に至り、同所から同字界を稜線沿いに北進し町道明神平線に至り、同町道の終点に至り、同所からさらに同町大字関ヶ原字小栗毛と字合川の字界を西進し字合川地番四〇八二一と四〇八二二の地番界に至り、同所から同地番界沿いに北進し地番四〇八二一と四〇八二二と四〇七九一の地番境にある小谷に至り、同所から小谷沿いに北進し町道大高明神線に至り同所から同町道沿いに北進し揖斐郡揖斐川町と関ヶ原町との境界に至り、同所から同境界沿いに東進し揖斐川町と不破郡垂井町と関ヶ原町との境界に至り、同所から垂井町と関ヶ原町との境界沿いに南進し関ヶ原町大字関ヶ原字大栗毛と字熊谷との字界に至り、同所から同字界沿いに南進し字大栗毛と字熊谷との字界に至り、同所から同字界沿いに南進し字林谷との字界沿いに南進しＪＲ東海道本線との交点に至り、同所から東海道本線沿いに西進し、起点に至る線により囲まれた区域 揖斐郡大野町牛洞地内の県道中之元古川線と町道牛洞坂線との交点を起点とし、同所から同町道を北進し大野町と揖斐川町（旧谷汲村）の境界に至り、同所から同境界を北東進し花立峠と県道深坂大野線の交点に至り、同所から同境界を北東進し石山三角点（三九一・七メートル）に至り、同所から同境界を北東進し県道根尾谷汲大野線を横断し根尾川右岸堤防のり先に至り、同所から同のり先を東進したのち南進し大野橋西詰に至り、同所から主要地方道岐阜大野線を横断し、さらに南進したのち大字上秋字折橋字境に至り、同所から同境界を東進し大野町と本巣市の境界に至り、同所から同境界を南進し国道三〇三号を横断し大字下方字堤外字境に至り、同所から同境界を西進し根尾川右岸堤防のり先に至り、同所から同のり先を南進し（本巣市海老地区を含む）真大橋西詰に至り、同所から県道北方真正大野線を横断し、さらに南進し根尾川大橋西詰と主要地方道岐阜関ヶ原線との交点に至り、同所から同主要地方道を西進し三水川右岸堤防のり先との交点に	

	中島特定猟具 使用禁止区域	千旦林・茄子 川特定猟具使 用禁止区域	夕立山特定猟 具使用禁止区 域	下手向特定猟
至り、同所から同のり先を北進し三水川に架かる三水川橋西詰に至り、同所から国道三〇三号を横断し同のり先を北進し三水川に架る藤五郎橋西詰に至り、同所から県道深坂大野線を横断し三水川右岸堤防のり先を北進したのち西進し県道中之元古川線との交点に至り、同所から同県道を北進し起点に至る線により囲まれた区域	美濃市極楽寺地内の県道岐阜美濃線と市道横越笠神線との交点を起点とし、同所から同市道を北進し市道横越大矢田線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道前野横越線に移りさらに同市道を北進し市道上条下渡線との交点に至り、同所から同市道を東進し下渡橋を渡り市道美濃一五四号との交点に至り、同所から同市道を南西進し市道下渡金屋街道線に移りさらに同市道を南進したのち東進し市道六反志摩線との交点に至り、同所から同市道を南進し余取新橋を渡り西進したのち南進し市道生櫛一号との交点に至り、同所から同市道を南西進し県道岐阜美濃線との交点に至り、同所から同県道を西進し山崎大橋を渡り起点に至る線により囲まれた区域	中津川市駒場地内のＪＲ中央本線上り線に架かる松源寺橋の北西詰めを起点とし、同所から市道松源寺大平線を東南進し大字手賀野と大字千旦林とを分ける境界との交点に至り、同所から同境界を東南進し市道会所沢円通寺線との交点に至り、同所から同市道を東南進し市道中津三九〇号との交点に至り、同所から同市道を南進し中央自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を南西進し中津川市と恵那市との境界に至り、同所から同境界を北進しＪＲ中央本線下り線との交点に至り、同所から同中央本線下り線を東進し市道松源寺大平線との交点に至り、同所から同市道を東南進し起点に至る線により囲まれた区域	恵那市山岡町久保原地内の国道四一八号と恵那市三郷町棕実との境界の交点を起点とし、同所から同境界を北東進し林道上ヶ平線との交点に至り、同所から同林道に沿って東進し市道山岡五四号と市道小沢山山岡界線との交点に至り、同所から市道山岡五四号を南進し農道七一号との交点に至り、同所から同農道を西進し市道山岡二一五号との交点に至り、同所から同市道を西進し市道山岡二一四号との交点に至り、同所から同市道を西進し市道四一八号との交点に至り、同所から同国道を西北進し起点に至る線により囲まれた区域	恵那市山岡町田代地内の市道山岡三三五号と市道山岡七号との
具使用禁止区 域	岐阜県畜産研 究所特定猟具 使用禁止区域	桜野特定猟具 使用禁止区域	三川特定猟具 使用禁止区域	三 存続期間
交点を起点とし、同所から市道山岡七号を北進し市道山岡二九六号との交点に至り、同所から市道山岡二九六号を北東進し市道山岡六一号との交点に至り、同所から市道山岡六一号を北東進し市道山岡三〇二号との交点に至り、同所から市道山岡三〇二号を北東進し市道山岡三三五号との交点に至り、同所から市道山岡三三五号を南東進し市道山岡二四六号との交点に至り、同所から市道山岡二四六号を南西進し主要地方道瑞浪上矢作線との交点に至り、同所から同主要地方道を南西進し市道山岡三三五号との交点に至り、同所から同市道を西進し起点に至る線により囲まれた区域	高山市清見町牧ヶ洞地内の市道牧ヶ洞八日町線と岐阜県畜産研究所進入道との交点を起点とし、同所から岐阜県畜産研究所の存する県有地	高山市国府町上広瀬地内の国道四一一金桶橋東詰を起点とし、同所から宮川を横断し市道金桶六号との交点に至り、同所から同市道を南進し県道名張上切線との交点に至り、同所から同県道を西北進し県道谷高山線との交点に至り、同所から同県道を西北進し県道古川宇津江四十八滝国府線との交点に至り、同所から同県道を南西進し市道海具江線との交点に至り、同所から同市道を西北進し、更に西南進し市道宇津江一三三号との交点に至り、同所から同市道を北進し、更に東進し市道欠ノ上一号との交点に至り、同所から同市道を北進し、更に東進し市道谷高山線との交点に至り、同所から同県道を西北進し飛騨市古川町との境界に至り、同所から同境界を北東進し宮川中央の同境界を南東進し、更に西北進し県道古川国府線との交点に至り、同所から同県道を東南進し主要地方道国府見座線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東進しＪＲ東海高山本線の立体橋に至り、同所から同本線を東南進し起点に至る線により囲まれた区域	高山市国府町三川地内の三川橋北詰を起点とし、同所から宮川を横断し宮川河川敷左岸側に至り、同所から河川沿いを北進しＪＲ東海高山本線鉄道橋左岸側に至り、同所から鉄道橋に沿い宮川を横断し河川敷右岸側に至り、同所から国道四一八号の河川右岸側沿いに南進し起点に至る線により囲まれた区域	平成二十年十一月一日から 平成三十年十月三十一日まで

岐阜県告示第六百二十七号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示（平成十九年岐阜県告示第六百三十六号）の一部を次のように改正し、平成二十年十一月一日から適用する。

平成二十年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

第二号の表北方特定猟具使用禁止区域の項中「町道七一号に至り、同所から同町道を北東進し」を削り、「町道横間倉楓線に至り」の下に「同所から同町道を北東進し」のち北進し町道城山反鼻谷線との交点に至り」を加え、同表池田小学校特定猟具使用禁止区域の項を次のように改める。

池田町東・八幡地区特定猟具使用禁止区域

揖斐郡池田町上田地内の県道池田揖斐川大野線と町道池野杉野線との交点を起点とし、同所から同県道を北東進し県道腰万石線との交点に至り、同所から県道腰万石線を東南進し町道上田一号との交点に至り、同所から同町道を東南進し町道杉野二四号との交点に至り、同所から町道杉野二四号を東南進し神戸町との境界に至り、同所から同境界を南西進しさらに西進し町道白鳥二五号との交点に至り、同所から同町道を南進し神戸町との境界に至り、同境界を西進しさらに南進し町道上八幡六〇号との交点に至り、同所から同町道を西進し、農道市橋杉野線との交点に至り、同所から同農道を南西進しさらに南進し、町道市橋一六号を経て同町道を南進し、町道市橋一八号との交点に至り、同所から町道市橋一八号を西進し柳原橋西詰めを経て国道四一七号の柳原橋西交差点に至り、同所から同国道を北進し町道市橋神戸線との交点に至り、同所から同町道を西進し町道八幡市橋線との交点に至り、同所から町道片山南三三三号を西進し町道片山南二二〇号との交点に至り、同所から町道片山南二二〇号を北進し町道片山南一四号との交点に至り、同所から町道片山南一四号を西進しさらに北進し町道片山中線との交点に至り、同所から町道片山中線を西進し、町道片山北五七号との交点に至り、同所から町道片山北五七号を西北進し町道片山中線との交点に至り、同所から町道片山中線を西北進し町道片山北一九号との交点に至り、同所から町道片山北一九号を北進し町道片山北一一号との交点に至り、

至り、同所から町道片山北一一号を西進し農道片山本郷線との交点に至り、同所から同農道を北進し農道農免片山本郷線との交点に至り、同所から農道農免片山本郷線を北進し、町道片山北三五線との交点に至り、同所から同町道を東進し町道田畑三四号との交点に至り、同所から町道田畑三四号を東南進し町道片山北三七線との交点に至り、同所から町道片山北三七線を東進し町道田畑片山線との交点に至り、同所から町道田畑片山線を北進し町道藤代八幡線との交点に至り、同所から町道藤代八幡線を東進し国道四一七号との交点に至り、同所から同国道を北進し町道池野杉野線との交点に至り、同所から町道池野杉野線を北東進しさらに北進し起点に至る線により囲まれた区域

岐阜県告示第六百二十八号

銃猟禁止区域の設定に関する告示（平成十二年岐阜県告示第六百七十六号）により告示された次の銃猟禁止区域を廃止したので告示する。

平成二十年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地
木曾川銃猟禁止区域	各務原市、羽島郡笠松町

岐阜県告示第六百二十九号

銃猟禁止区域の設定に関する告示（平成十四年岐阜県告示第五百八十号）により告示された次の銃猟禁止区域を廃止したので告示する。

平成二十年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地
-----	-------

系貫町銃猟禁止区域	本巣市
-----------	-----

岐阜県告示第六百三十号

銃猟禁止区域の指定に関する告示（平成十五年岐阜県告示第六百七十二号）により告示された次の銃猟禁止区域を廃止したので告示する。

平成二十年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地
真正町銃猟禁止区域	本巣市

平成二十年十月三十一日印刷
平成二十年十月三十一日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐 阜 県 庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯 尾
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐 阜 文 芸 社
定価 一 千 四 百 〇 〇 円（送料共）（消費税二、二八六円を含む。）